

意見書案第4号

## 議会議員の保険料納付算定システムの法整備を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和8年9月30日

羽曳野市議会

議長 外園 康裕 殿

提出者

羽曳野市議会議員

笹井 喜世子

百谷 孝浩

通堂 義弘

黒川 実

花川 雅昭

## 議会議員の保険料納付算定システムの法整備を求める意見書

日本の公的医療保険制度は、国民皆保険の下で運用されており、国民健康保険はその大きな柱の1つである。

しかしながら、昨今、国民健康保険に加入すべき立場の地方議会議員が、一般社団法人の理事などの肩書を得て被用者保険に加入し、保険料の負担の回避を行っていたことが問題となっている。

これは議会議員の公的医療保険制度の脱法的行為と捉えられるものである。

このような事態が続けば、応能負担の原則に反し、本来支払うべき保険料を支払わない者が増えることとなり、保険給付に必要な財源が不足し、結果的に保険料の上昇につながることも危惧される。

よって、政府及び国会におかれては、社会保険への不正な加入を防ぐため、主要な収入に基づいて保険料を算定する仕組みを構築するなど、国民が納得できる法整備を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年9月30日

大阪府羽曳野市議会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣      各宛